

平成 24 年度 (2012 年度)

練馬・生活者ネットワーク
予算要望に関する検討の状況

練 馬 区

番号	要望事項	回答
区民の平和的生存権を守るために		
I-1	世界平和市長会議に加盟したことを区報等で広く区民に知らせ、積極的なキャンペーン事業を区民との協働で行うこと。	平和市長会議に加盟したことについては、区ホームページで公表しています。今後も平和事業実施の際などに、周知に努めます。
I-2	友好都市であるイプスウィッチ市、北京市海淀区の市民と練馬区民が相互に協力して平和事業を行えるようにすること。	友好都市との従前および今後の交流のあり方をふまえ、総合的に判断していきます。 なお、毎年実施する平和祈念コンサートでは、友好都市から寄せられた平和へのメッセージを披露しています。
I-3	平和祈念パネル展は年に一回二週間、本庁舎だけでの展示だが、他の区立施設でも実施し、多くの区民に見てもらうこと。	他の区立施設の展示スペースやパネル資料の借受期限等を調整しながら検討します。
I-4	練馬区が非核都市宣言していることを区報や公式HPのトップで知らせ、核廃絶に向けた事業を実施すること。	非核都市宣言については、区ホームページ、「私の便利帳」等でお知らせしているほか、毎年各種平和推進事業を実施しています。
I-5	自衛隊練馬駐屯地にあるセシウム137を撤去するよう防衛省に働きかけること。	自衛隊の職務上行う検査に必要となるものであり、撤去を働きかけることはありません。
I-6	区が行う行事で、君が代斉唱、日の丸敬礼は止めること。	これまで通り実施します。
I-7	5月、11月には憲法に対する区民の意識が高まるような講演や講座を実行委員会形式で行うこと。	憲法記念日にあわせて、区報に憲法関連記事を掲載しています。 また、人権尊重意識を高めるために、人権教育・人権啓発事業としてパネル展示や講演会、講座等を実施していきます。

区民主体の練馬区にするために

Ⅱ-1	地域の問題に対しての区民の意見が反映するしくみとして「無作為抽出による市民討議」など新しい区民参加の仕組みを導入すること。	練馬区行政改革推進プラン(平成23年度～平成26年度)の取組項目である「区の政策づくりへの区民の参加・参画機会の拡充」に基づき、政策課題について、さまざまな区民の意見を聴取できる仕組みの導入に向け、検討を進めます。
Ⅱ-2	区民意見の反映を保障するために、パブリックコメント条例をつくること。	規則が妥当と考えますので、条例化は考えていません。
Ⅱ-3	庁内で行われている政策形成過程については決定後、決定に至った詳細を全て公表すること。	練馬区情報公開条例等に基づき、情報公開を進めています。
Ⅱ-4	NPO活動支援センターの拠点となる場をつくり、新たなNPO活動を支援すること。	NPO活動支援センターはネットワーク方式による事業を行っており、一定の成果を収めています。引き続きNPO活動の支援を継続していきます。

人権が大切にされる社会をめざして

Ⅲ-1	人権啓発事業は、ロールプレイやワークショップなど市民参加型の手法を取り入れ、だれもが参加しやすいように身近な地域で実施すること。	区の人権啓発事業は、広く区民を対象として実施しています。講座等の内容については、引続き様々な工夫をしながら実施していきます。
Ⅲ-2	区役所の表玄関をはじめ、庁舎内の案内板は、外国人にも配慮し多言語の案内表示をつくること。	利用しやすい庁舎づくり推進計画の中で、検討を進めます。

男女平等社会実現のために

IV-1	<p>指定管理者、委託事業者の選定にあたっては、事業者の男女共同参画の取り組みも評価対象とすること。</p>	<p>指定管理者の選定にあたっては、「利用者への公平公正な対応」「利用者等への人権に対する姿勢」についても評価したうえで選定を行っています。このほか施設の特성에応じて、評価項目・評価基準を定めています。</p> <p>男女共同参画センターの指定管理者選定にあたっては、施設の設置目的を踏まえ、男女共同参画の取組についても評価対象としています。</p> <p>委託事業者の選定は、原則、競争入札によっています。プロポーザル方式による業者選定の場合、個々の案件に応じて、評価すべき項目について評価対象としています。</p>
IV-2	<p>区の重要決定機関に参画する女性管理職の登用をすすめること。また、審議会等における学識経験者や団体代表者についても女性参画をすすめるよう働きかけること。</p>	<p>区職員の過半数を占める女性職員を、管理職、係長職に起用することが、今後の区政運営に不可欠であるため、ワークライフバランスを踏まえた対策を講じる必要があると考えます。そのため、職員意識調査等により把握した職員の意見を踏まえ、区独自の取組を進めるとともに、23区共通事項については、特別区全体の検討を行います。</p> <p>審議会等の外部委員については、会議の目的、審議内容に適任な人材の起用を行う中で、女性委員の拡充を図っていきます。</p>
IV-3	<p>男性職員の育児休業・介護休業の取得状況を調査すること。育児休業、介護休業、勤務時間短縮等の制度の活用、時間外労働の制限によって、男性も取得しやすい労働環境を整備すること。</p>	<p>男性職員の育児休業・介護休業の取得状況を踏まえ、取得率の向上および他の制度の活用について、継続して意識啓発を進めます。</p>
IV-4	<p>ワークライフバランスを推進するために女性も男性も、介護や子育て、社会参加等に積極的に取り組めるよう、また、男女の性別による固定的な役割分業意識を改めるよう、啓発に努めること。</p>	<p>区民、区内の事業主、区内で働く人等に育児・介護休業などの各種制度の周知や職場の雰囲気・環境の改善、労働時間の短縮に向け、広く啓発を図ります。</p>

子どもにとっての最善の利益を確保するために

V-1	<p>保育園・学童クラブの質を確保するために、第三者評価制度を導入すること。</p>	<p>区立保育園の運営業務委託前・委託後において第三者評価を実施しています。更に、区立保育園全園を対象にした練馬区立保育所利用アンケート調査を実施しています。 また、私立保育園に対しても第三者評価の取組を働きかけています。 学童クラブでは、利用者アンケート等を実施し、適切な指導を行っていますので、第三者評価制度の導入は考えていません。</p>
V-2	<p>外遊び場の提供で行っている、子どもが自分の責任で自由に遊ぶ「冒険遊び場」が、充実して継続的に運営できるよう積極的に支援すること。</p>	<p>一部の公園では、「冒険遊び場」として使用を許可しています。また平成23年度から外遊びの場を提供する団体に対して、経費の一部を補助するなどの支援を行っています。公園整備や改修に際しては、子どもたちを含む公園利用者が安全に安心して利用できる整備を進めています。 なお、みどりを守り育てる心を醸成させる目的による子どもの森については、体験イベント等を実施し、基本構想をまとめ、整備に向けた検討を行っています。</p>
V-3	<p>中高生の居場所づくり事業は、児童館だけではなく、地区区民館などの公共施設も活用し、中学校区に一つの割合で、事業を拡大、充実させること。</p>	<p>中高生の居場所づくり事業は、児童館の開館時間を午後7時まで延長し実施しています。 一方、地区区民館などの公共施設は、夜間集会施設として機能しており、多くの利用実績があります。このため、中高生の居場所づくり事業は、児童館を拠点として実施していきます。</p>
V-4	<p>「子ども会議」で提案された意見に対して、検討結果を子どもにもわかる形で公表する。また、区報で「子ども会議」をよびかける時に前年度の検討結果を記載する。</p>	<p>提案された意見に対する区の対応・取組については、ホームページで公表しており、今年度も掲載を予定しています。 なお、区報への掲載は考えていません。</p>

V-5	障がいのある子どもの放課後の居場所を拡充し、移動支援を充実させること。	<p>障害のある子どもの放課後の居場所の拡充については、学童クラブの業務委託を実施する際に、障害児の定員を2名から3名に増やしています。</p> <p>また放課後等デイサービス等の新たな施策に参入する事業者に対し支援を行っていきます。</p> <p>学校応援団のひろば事業では、きめ細かな対応が必要な場合などは、応援団と保護者で話し合い、保護者の方等と一緒に参加していただくなどにより、障害のある子どもの受け入れを行っていきます。</p> <p>移動支援については、今後も必要な財源の確保に努め、引き続き適切な支給量となるよう支給決定してまいります。</p>
V-6	育児ヘルパーや子育て応援券の周知をすること。	<p>今後も、区報、ホームページ、チラシなどで周知に努めていきます。</p> <p>なお、子育てスタート応援券は、出生・転入された1歳未満のお子様のいる家庭に送付しているもので、「育児ヘルパー事業」「ファミリーサポート事業」をより多くの方に知っていただき、利用していただくことを目的としています。</p>
V-7	必要な子どもに「保育室」が残せるよう配慮すること。	<p>保育室の認可・認証保育所への移行に関して、今後も個別事情に応じた移行支援を行ってまいります。現在、移行が困難な保育室については、期間を限定した上で事業を継続する予定です。</p>
V-8	週1日は地域の保育園で受け入れるなど、家庭福祉員(保育ママ)の適切な労働環境を確保するために週休2日制が実現できるようなシステムを検討すること。	<p>待機児童が多数いる現状では、区立保育園等で受入れるのは困難です。</p> <p>また、保護者から多様な就労形態に対応することを求められている中、基本保育日から土曜日を除くことも困難です。</p>
V-9	外遊び場の公園や砂場の放射線量を測定し公表すること。	<p>公園等における放射線量の測定は既に実施し公表しています。</p>
V-10	保育園給食の食材や水の放射線量を測定し公表すること。	<p>放射性物質については、出荷する自治体において検査され、出荷制限のかかっていない食材が市場に流通しています。保育園給食は、出荷制限のかかっていない食材を使用して提供しています。</p>

ひとりひとりを大切にする学校教育を行うために

VI-1	学校生活支援員の配置を拡充すること。	学校生活支援員については、今年度まで配置の拡充をしてきましたが、平成24年度については今年度と同様の配置数になります。配置については、学校からの申請を受け、支援を必要とする児童・生徒の状況や学校の支援体制に応じて配置します。
VI-2	障害のある子どもの普通学級での受入れをすすめること。本人と保護者の希望で、普通学級への進学が選べることを周知すること。	障害のある児童・生徒が、その障害の程度に応じた最もふさわしい教育を受けられるように、保護者の意向も尊重しつつ就学相談等を、引き続き適正に進めていきます。
VI-3	学齢期の子どもを総合的に支援するソーシャルワーカーを配置すること。	スクールソーシャルワーカーの配置については、他自治体の取組事例を参考にしながら、その効果や必要性について引き続き検討していきます。
VI-4	全校の学校図書館に図書館職員などを配置して、蔵書の整理・データベース化をすすめ、図書館機能を向上させること。	平成23年度は、小・中学校22校に学校図書館職員を、6校に学校図書館支援員を配置しています。今後も学校図書館職員および支援員の配置により、読書活動の推進および学校図書館の活用を推進するなど、学校図書館支援を継続していくとともに、今後の支援のあり方について、事業の成果と課題を踏まえ図書館機能の向上にむけ検討を継続していきます。
VI-5	光が丘の統合新校については、子どもひとりひとりに配慮が行き届くように、支援すること。アンケート調査を行い、経年変化を把握すること。	都教委の「新しい学校づくり重点支援事業」を活用し、22年度に2名、23～24年度に1名の正規教員を増員配置するとともに、統合から3年間、学校適応支援相談員を配置します。 また、区の支援として、学力向上支援講師の配置も継続します。 アンケート調査については、22年度に実施しました。今後、継続的にアンケート調査を行うことは予定していません。

VI-6	保護者に対して、学校給食食材の放射線量測定結果と産地を公表すること。	放射性物質については、食材を出荷する自治体において検査されており、出荷制限のかかっていない食材を使用しています。 学校給食については、都は特別区からの要望等を受け、文部科学省の「学校給食検査設備整備費補助金」を活用し、区市町村と連携して学校給食用食材の放射線検査を行うための具体的検討に着手しました。区は、現在国で進められている放射性物質の規制値見直しを注視しながら、都や他区と連携を図り、対応していきます。 産地情報についても、可能な限り周知に努めていきます。
VI-7	学校教育において「日の丸」「君が代」や「心のノート」で画一的な愛国心を指導しないこと。	学習指導要領に基づき、入学式や卒業式において、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導しています。また「心のノート」を適切に活用し、豊かな情操と道徳心を培うように指導しています。
子どもの権利擁護のために		
VII-1	子どもの権利条約に基づき、子どもの権利条例を制定すること。	練馬区次世代育成支援行動計画の総合的な推進を図る中で子どもの権利を守っていきます。条例の制定は考えていません。
VII-2	決め細かな対応が必要な児童養護施設職員の増員を図るよう、都や国にもとめること。	要保護児童対策地域協議会において、児童養護施設の充実について、都に要望しています。
VII-3	子どもの相談を受け止め、救済する第三者機関として子どもオンブズパーソンを設置すること。	被虐待児童等の相談、救済については、要保護児童対策地域協議会で対応しています。 また、児童館においても子ども達からの相談に対応しています。第三者機関としてオンブズパーソンの設置は考えていません。

福祉について

VIII-1	<p>在宅で最期まで安心して生活が続けられるよう、第5期、介護保険事業計画は中学校区毎に基盤整備の実施計画を立てること。</p>	<p>高齢者が地域で自立した生活を営めるようにするためには、様々なサービスが連携して提供される必要があることから、介護保険事業計画において、「日常生活圏域」を設定し、圏域ごとに基盤整備を進めることとされています。</p> <p>圏域の設定は、中学校区の他、地理的条件、人口、交通事情等、様々な地域の実情を勘案して定めることとされており、練馬区では総合福祉事務所管轄と同一地域とした4つの圏域を設定しています。</p> <p>現行計画では、日常生活圏域およびサービス種別ごとに事業所整備目標数を定め、公募による整備を促進しています。第5期介護保険事業計画においても引き続き、同様の方針に基づき整備を進めていきます。</p>
VIII-2	<p>高齢者・障がい者の住宅政策をつくること。特に今後増えていく空き家をコーポラティブハウスやシェアハウスなど社会的に活かすしくみをつくること。</p>	<p>福祉部門と住宅部門が連携し、研究していきます。</p>
VIII-3	<p>高次脳機能障がいなど中途障がいのためのリハビリや若年性認知症のディサービスの場合として、就労型ディサービスの整備計画を第5期介護保険事業計画や障害者福祉計画に盛り込むこと。</p>	<p>長期計画(平成22年度から26年度)において、中途障害者支援事業の実施を計画したところで、これを受けて、次期障害者計画(平成24年度から26年度)に同事業を盛りこみ、中途障害者の相談支援、機能訓練等のリハビリを行う予定です。なお、就労支援等の事業を行う予定はありません。</p> <p>また、若年性認知症の方については、正確な実態が把握されておらず、社会的な理解も進んでいません。第5期介護保険事業計画では、若年性認知症の方を支援している事業者や介護家族会への調査等を行って実態を把握し、必要な支援について検討することを盛り込む予定です。</p>
VIII-4	<p>高次脳機能障がい専門相談の場を確保すること。高次脳機能障がいの理解に対する啓発を積極的にすすめること。</p>	<p>平成24年度より高次脳機能障害等の中途障害者への支援事業を心身障害者福祉センターで行うこととしており、その一環として相談・連携を行います。</p> <p>啓発事業についても引き続き実施していきます。</p>

VIII-5	生活支援ホームヘルプサービスは地域包括支援センターの判断で必要の人が利用できるようにすること。高齢者本人でなく同居家族が障がい・疾病等により日常生活を送るのに支障がある場合にも利用を広げること。地域包括支援センターのケアマネジャーが家族を含めた支援計画を立てマネジメントを適切に行うこと。	高齢者生活支援ホームヘルプサービスは、要介護(要支援)に至らない方で、介護予防上の必要性または一時的な疾病のため生活支援が必要な高齢者に家事援助サービスの提供を行うものです。利用に当たっては、高齢者相談センター(地域包括支援センター)支所が利用者の状況に応じた介護予防プランを作成し、支援を行っています。また、本サービスの利用に当たっては、同居家族による支えなどが得られない場合に支援することとしており、同居家族の疾病などの場合にも必要に応じて支援を行っています。なお、同居家族に関する支援計画を高齢者相談センターが作成することはできません。
VIII-6	障がい者差別禁止条例を制定すること。	現在、国において障害を理由とする差別の禁止に関する法制の制定に向けた検討を行っている段階であり、現時点での条例制定は困難です。なお、差別の禁止は障害者基本法に既に規定されていることから、これに基づき障害者施策を進めています。
VIII-7	子育て(乳幼児から中高生)と介護が重複している家庭が増えているため、福祉の総合相談に取り組む窓口を整備すること。	今後も、福祉の総合相談窓口である総合福祉事務所と子育ての相談窓口が連携を取りながら、対象となる家庭の支援を進めていきます。
VIII-8	障がい者の社会的雇用のモデル事業に取りくむこと。	社会的雇用のモデル事業は考えていません。

医療について

IX-1	緊急ショートステイの受け入れを認知症高齢者、医療ケアの必要な障がい者にも広げること。	緊急医療ショートステイの対象者については、認知症状に関わりなく、受入れができるよう委託医療機関と協議していきます。 なお医療ケアの必要な障害者については今後の検討課題とさせていただきます。
IX-2	脳血管疾患のリハビリなど地域の診療所、訪問リハビリなどの介護事業者、病院との連携体制をつくること。	リハビリも含めた医療と介護の連携について、練馬区地域医療計画の中で検討していきます。
IX-3	安心して医療が受けられるよう医療機関どうしの地域医療システムをつくること。特に当事者、家族が在宅から入院、入院から在宅が安心できるよう家庭医などふくめ体制づくりをすること。具体的なしくみを練馬区地域医療計画で明らかにすること。	住み慣れた地域で安心して切れ目のない医療が受けられるようにするための取り組みを、練馬区地域医療計画の中で検討していきます。
IX-4	病後児保育事業は区内でバランスよく対応できるよう石神井、大泉方面を拡充すること。	大泉地区での病児保育施設の開設に向けて関係団体と協議しています。
IX-5	日大光が丘病院が撤退しても出産できる病院を確保し、周産期セミオープンシステム事業を維持すること。	日大練馬光が丘病院を引き継いで24年4月から運営を開始する病院は分娩を扱い、周産期セミオープンシステム事業についても実施します。
IX-6	終末期ケアへの区民の意識啓発に取り組み、最後を自分で決められる情報の普及に努めること。	在宅療養を継続できる環境づくりを進める中で、終末期ケアを含めた在宅療養の意識啓発に取り組むことを検討します。

資源循環型社会を進め、ごみの減量化に向けて

X-1	全てのプラスチックを回収しリサイクルすること。	法の趣旨に基づき、容器包装プラスチックは、分別回収しています。 それ以外のプラスチック製の廃棄物は、拡大生産者責任に基づき、事業者が処理することが望ましいと考えています。
X-2	容器包装プラスチックの資源回収を徹底すること。	資源やごみの分け方については、機会を捉えて周知を図っています。
X-3	職員にマイカップ、マイはし運動を広げ、率先してリデュース(排出抑制)、リユース(再利用)をすすめること。	区の職員に対しては、ごみ発生抑制についての啓発活動を進めています。その中で、マイカップ・マイはしの使用についても紹介しています。
X-4	区の施設や区のイベントでリユース食器や洗浄車(リースで可)を利用し、リデュース(排出抑制)に努めること。	イベント等でのリユース食器の利用推進についてPRに努めます。食器洗浄車について導入計画はありませんが、他自治体等の状況を確認していきます。
X-5	家庭からでる蛍光灯や体温計など水銀を使っている物は、別途回収すること。	蛍光管の排出量が増える年末の時期に拠点での回収を実施する予定です。蛍光管以外の水銀使用物の回収については現在、不燃ごみとして収集しており、別袋出し等を検討します。
X-6	公共施設では、合成洗剤ではなく、石けんなど環境にやさしい洗剤を使用すること。	石鹼については公共施設の一部において使用しています。今後も区は、「練馬区環境方針」に基づき公共施設において環境に配慮した対応を図ります。

温暖化対策、ヒートアイランド緩和対策、低炭素社会に向けて

X I - 1	地域温暖化対策住宅用設備設置補助を増額すること。	引き続き、CO2削減に効果があり、設置時に助成が必要と思われる機器に対して補助を行っています。
X I - 2	再生可能エネルギー、自然エネルギー推進のための啓発活動を行うこと。	環境啓発イベントや地球温暖化対策地域協議会等との連携により、引き続き啓発活動を行っています。
X I - 3	雨水浸透を進めるよう、雨水浸透マス、透水舗装、駐車場の浸透化を義務付けること。	区道については、透水性舗装等浸透施設の設置を実施しています。また、練馬区まちづくり条例に基づき、500㎡を超える大規模な開発事業等（駐車場を含む）については、透水性舗装や浸透施設等の設置を義務付けています。なお、一般住宅地の雨水浸透施設の設置については義務付けてはいませんが、助成制度により今後も促進していきます。
X I - 4	家庭用雨水タンク設置に助成を行い、雨水利用を進めること。	総合治水対策の観点から、雨水浸透施設助成にあわせた雨水タンクの設置について助成しています。
X I - 5	駅前やバス停など人が集まるところには木陰をつくること。	駅前広場や道路の整備に合わせて適切な樹木の設置を行っています。

放射能対策

X II - 1	<p>原発事故による放射能汚染の実態を明らかにするため、区独自で調査し公表すること。</p>	<p>区内全域の環境を継続的に把握するため、専門機関による測定を区内施設12か所において毎月実施しています。また、周辺より放射線量の高い箇所については、国の対応方針に基づき必要な対応を図ります。</p> <p>なお、測定結果については、区ホームページで公表しています。</p>
X II - 2	<p>放射線量が多いところは除染するなど対策をすること。</p>	<p>測定の結果、区の対応基準値を超えた場合、汚染土砂の埋設などの安全対策を講じています。</p>
X II - 3	<p>区民の不安に向き合うため、相談窓口をつくり、対応すること。</p>	<p>健康相談や放射線測定など、区民の皆さまからの相談内容に応じて、適宜対応しています。</p>
X II - 4	<p>放射能の影響に関する正しい知識がもてるよう保健部と連携して啓発事業を行うこと。</p>	<p>区民への啓発事業については今後の検討課題です。</p>

まちづくりについて

XⅢ-1	外環は必要ない。地域住民との話し合いを優先し、事業を拙速に進めないよう国に求めること。	外環は、首都圏全体の道路ネットワークの形成と、区内の深刻な交通問題の解決に資するものであり、早期完成が必要であると考えています。整備に当たっては、国や都に対し、「対応の方針」を確実に履行することや、機会を捉えた丁寧な説明を求めてきました。引き続き、国等に対し地元住民への丁寧な対応や情報提供を求めていきます。
XⅢ-2	地上部街路(外環の2)に関して、計画線沿道地域を含む広範囲な住民を対象とした説明会を開催し、意見を聞くこと。	地上部街路(外環の2)については、都が都市計画に関する都の方針を取りまとめるに当たり、平成22年6月から平成23年8月まで「練馬区における地上部街路に関する話し合いの会」を開催するとともに、平成23年11月には「練馬区における地上部街路に関する広く意見を聴く会」を開催しており、区が主催する説明会を開催する予定はありません。
XⅢ-3	大泉地域の高齢者センター、リサイクルセンターは、関越道高架下ではなく、別の場所に建設すること。	大泉地域に整備する高齢者センター・リサイクルセンターは、地域からも早期の整備を望む声を多くいただいています。整備にあたっては、用地の確保が大きな課題でしたが、基本的に無償で借り受けられることと、比較的利便性が高いこと、高齢者センター、リサイクルセンターとしての必要な面積を確保可能なこと、かつ早期整備が可能であることから、関越高架下空間に整備したいと考えています。
XⅢ-4	大泉北出張所の改修を進めること。	大規模改修工事については、区の財政状況等を考慮しながら、区立施設改修改築計画に基づき、計画的に進めていきます。
XⅢ-5	レンタサイクルの設置箇所を増やすと共に、土日の5時以降の延長などさらに使いやすいものにしていくこと。	レンタサイクル事業は、現在6駅7施設(2700台)を設置していますが、需要が見込めないことから、現時点では、設置箇所を増やすことや、土日の5時以降の延長は困難です。
XⅢ-6	区内のバス停にはベンチと木陰になる木または屋根を設置すること。	バス利用者の安全性確保や利便性向上に向け必要な対応を、バス事業者に求めていきます。
XⅢ-7	大気汚染を継続的に測定する調査地点を増やすこと。	区内13所(一般3所、沿道10所)で窒素酸化物測定を実施し、いずれも環境基準を満たしています。調査地点を増やす予定は現在ありません。

XⅢ-8	練馬駅北口区有地は防災の避難場所としても利用できるよう、環境都市練馬を誇れる自然豊かな区民ひろばにすること。	本区有地は、交通の結節点である練馬駅に隣接し利便性が高い場所であるため、区民交流・産業振興施設や子育て支援施設等の区施設および商業施設や区内初となるリハビリ病院等の民間施設、子どもからお年寄りまで誰もが利用できるひろばを整備し有効活用することで、地域の活性化や区民生活の質の向上を図っていきます。そのため、原則防災の避難場所としての利用は行いません。ただし、災害時は帰宅困難者の受入れ等を行っていきます。
区民本位の消費行政を実現するために		
XⅣ-1	多様な参加形態の区民が消費者行政を総合的に検討し、自立した啓発活動に対して区が支援すること。	消費者行政については、消費生活センター運営連絡会と協力し、区内消費者団体との懇談会・意見交換等を踏まえ推進しています。 また、消費生活センターに消費者団体活動室を設置し、消費者団体の自主的な活動と交流を支援しています。
XⅣ-2	区立施設の給食では、遺伝子組み換え食品、クローン由来食品、放射能汚染された食品を今後も使わないこと。	食品の納品にあたっては、十分な確認を行っており遺伝子組み換え食品、クローン由来の食品は使用していません。放射性物質についても出荷する自治体において検査され、出荷制限のかかっていない食材を使用しています。
官製ワーキングプアをつくらないために		
XⅤ-1	業務委託による低賃金、不安定雇用を無くすために、人件費など委託先の労働環境をチェックするしくみをつくること。公共工事や業務委託契約で適切な賃金などを定める公契約条例を制定すること。	労働条件については、基本的には国の労働保護政策によるものと考えます。従って、国における実効ある政策の動向を見きわめた上で対応します。

防災について

XVI-1	災害の発生時間別(平日昼間、平日夜間など)に避難対策を作成すること。	現在、地域防災計画の見直しの中で、曜日別・時間帯別の対策を検討しています。
XVI-2	子どもの安全を守るための学校、保護者、地域、ひろばスタッフ、児童館の連携を強化すること。	区は、次世代育成支援行動計画において、児童館を拠点とした子育て支援ネットワークの設置を進めています。この中で、各団体の連携を強化していきます。 また「練馬区放課後子どもプラン」に基づき、学校応援団と、学校・学童クラブとの連携を進めています。今後さらに、子ども達の安全・安心な居場所確保に向けて、連携等の取り組みの充実を図ります。
XVI-3	大気、土壌、水、食べ物等の放射能対策も防災の項目に加えること。	国の防災計画・安全基準等の策定や東京都の取組などを注視し、国、東京都、区の役割分担のもと必要な対応策を検討します。
XVI-4	防災資材各納庫にソーラークッカーや小型太陽光発電機を常備すること。	避難拠点には、煮炊き用のバーナーや発電機を備蓄しています。燃料についても団体との協定により確保に努めています。
XVI-5	災害時に視聴覚障がい者や外国人を避難所に安全に誘導する人員養成すること。また避難所での生活には女性の視点を生かしてきめ細かい配慮をすること。	各避難拠点で障害者や外国人への対応、女性の視点からの運営について検討しています。今後も避難拠点における検討を促進します。